

千葉県土地利用基本計画書の変更案について

平成27年2月10日

千葉県国土利用計画地方審議会資料

国土利用計画・土地利用基本計画の体系

国土利用計画

(国) **全国計画**
(法第5条)

- ◇ 国土の利用に関する基本構想
- ◇ 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

基本とする

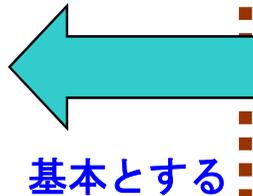
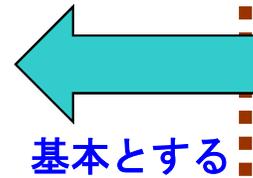
(都道府県) **都道府県計画**
(法第7条)

- ◇ 県土の利用に関する基本構想
- ◇ 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

基本とする

(市町村) **市町村計画**
(法第8条)

- ◇ 市町村の土地利用に関する基本構想
- ◇ 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標



(都道府県) **土地利用基本計画(計画書・計画図)**

(法第9条)

(計画図)

- ◇ 五地域区分の明確化

都市地域 農業地域 森林地域

自然公園地域 自然保全地域の5つの地域を定める。

(計画書)

- ◇ 各地域における土地利用の原則
- ◇ 重複する地域における土地利用の調整方針



個別規制法による計画

- ◇ 都市計画 (都市計画法)
- ◇ 農振計画 (農業振興法)
- ◇ 森林計画 (森林法)
- ◇ 自然公園計画 (自然公園法)
- ◇ 自然環境保全計画 (自然環境保全法)

五地域区分の定義

- (1) 都市地域 一体の都市として、総合的に開発し整備し及び保全する必要がある地域（都市計画区域に相当）
- (2) 農業地域 農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域（農業振興地域に相当）
- (3) 森林地域 森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域
（国有林、地域森林計画対象民有林に相当）
- (4) 自然公園地域 優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に相当）
- (5) 自然保全地域 良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるものとする。（原生自然環境保全区域、自然環境保全区域、都道府県条例の自然環境保全地域に相当）

千葉県土地利用基本計画書の見直しに係る基本方針

1. 基本的な構成について

土地利用基本計画は、国土利用計画法に基づき、国土利用計画を基本として策定することとされていることから、基本的な構成の変更は行わない。

2. 第4次国土利用計画の変更に伴う見直し

第4次国土利用計画の変更(H26.11)を踏まえ、ゾーン別の土地利用の基本方向等について記載内容を見直す。

3. 五地域区分の面積等の変更

五地域区分の面積等について、現時点での実態に合わせて面積を変更する。

「千葉県土地利用基本計画書」変更案の主な内容

1 変更した第4次千葉県国土利用計画との整合を図った主な例

●国土利用計画地方審議会での委員の意見を踏まえた修正〔安全で安心できる暮らしの確保〕（国土利用計画 P8）

第4次国土利用計画の変更において、委員の意見を踏まえて、「津波に対しては、人命を最優先とし、減災の視点から多重防御に重点を置き、避難を軸としたソフト対策とハード対策を組合せ、総合的な津波対策を推進します。」と記述を追加したことから、土地利用計画書にも明記することとした。

〔1 土地利用の基本方向 (1)県土利用の基本方向 P2〕

●地域別ゾーンの見直しに伴う記載内容の修正（国土利用計画 P23～36）

第4次国土利用計画の変更において、総合計画における地域ゾーンとの整合を図ることとしたことから、土地利用基本計画書にも各ゾーンに応じた記載内容へ修正した。

〔1 土地利用の基本方向 (2)ゾーン別の土地利用の基本方向 P4～P11〕

●豊かな生活を支える食と緑づくり〔戦略的な産地強化と高収益型農林水産業への転換の促進〕（国土利用計画 P27 P29）

第4次国土利用計画の変更において、総合計画における農業施策の記述を踏まえ、地域における生産性や消費者ニーズなどを踏まえ、地域特産品のブランド化、第6次産業化の促進や海外輸出を含めた販路拡大等について関係するゾーンに記載したことから、土地利用基本計画書においても関係するゾーンに記載した。

〔1 土地利用の基本方向 (2)ゾーン別の土地利用の基本方向 イ 空港ゾーン P6 ウ 香取・東総ゾーン P7〕

「千葉県土地利用基本計画書」変更案の主な内容

●活力ある県土の基盤づくり〔交流基盤の強化〕（国土利用計画 P26 P30～P33）

第4次国土利用計画の変更において、総合計画における道路の記述を踏まえ、アクアライン、圏央道、北千葉道路などの整備状況を記載し、道路整備に伴う経済や産業などへの波及効果を関係するゾーンに記載したことから、土地利用基本計画においても関係するゾーンに記載した。

〔1 土地利用の基本方向 (2)ゾーン別の土地利用の基本方向 イ 空港ゾーン P5・6 エ 圏央道ゾーン P7・8 オ 南房総ゾーン P8〕

2 市町村の意見結果を踏まえて変更した主な例

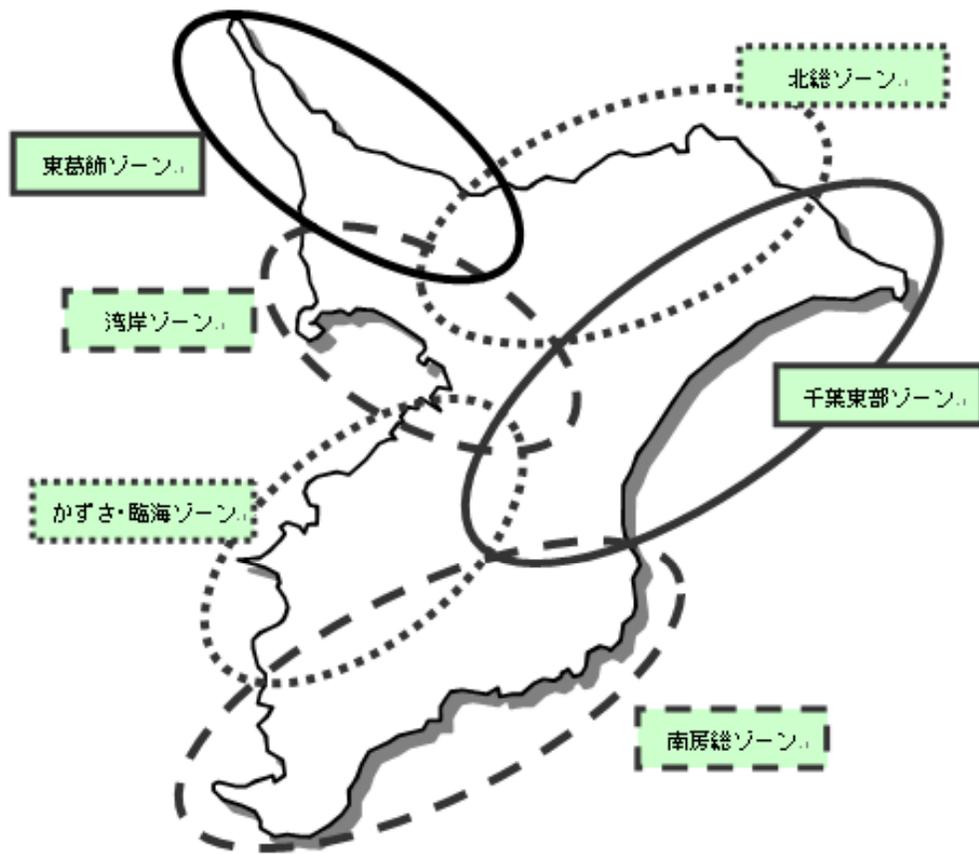
1 土地利用の基本方向 (2)ゾーン別の土地利用の基本方向 エ 圏央道ゾーン (P8 下から14行目)

市原市の指摘を踏まえて以下のように明記した。

このため、圏央道沿線地域への産業の受け皿づくりや、企業立地の促進、農林水産業の生産力強化やマーケット需要に応じた力強い産地づくりなどを推進するほか、緑豊かな環境の中で快適な生活ができる住宅地の整備や教育・文化・福祉・医療等の都市的サービス機能の充実を図るとともに、まちなか居住の促進や商業機能の活性化等による既存市街地の再生を図ります。

千葉県国土利用計画の地域ゾーンの変更案

千葉県土地利用基本計画書



※各ゾーンは以下の市町村を中心としています。

東葛飾・・・松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市及び鎌ヶ谷市

湾岸・・・千葉市、市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市及び四街道市

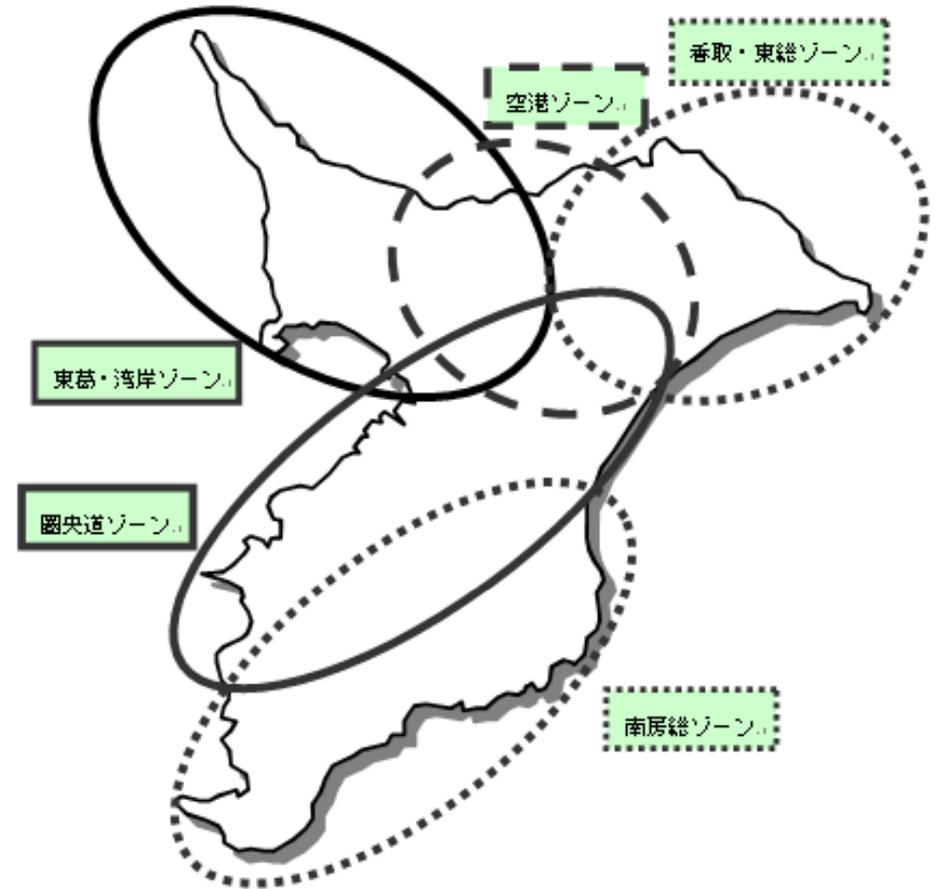
北総・・・成田市、佐倉市、八街市、印西市、白井市、富里市、香取市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町及び芝山町

千葉東部・・・銚子市、茂原市、東金市、旭市、匝瑳市、山武市、大網白里市、東庄町、九十九里町、横芝光町一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町

かずさ・臨海・・・木更津市、市原市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市

南房総・・・館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町及び鋸南町

千葉県土地利用基本計画書の変更案



※各ゾーンは以下の市町村を中心としています。

東葛・湾岸・・・千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市及び浦安市

空港・・・成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町及び芝山町

圏央道・・・木更津市、茂原市、東金市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町

南房総・・・館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町及び鋸南町